明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である前川亜紀子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年八月四日

千葉県千葉市緑区あすみが丘九丁目一五番地四〇

アドバンスドデザイン・コーポレーション

日本における代表者　前川亜紀子

限定承認公告

本籍静岡県静岡市葵区呉服町一丁目六番地一、最後の住所東京都中央区日本橋小網町九番五―三〇四号　被相続人　亡　鈴木　亜矢

右被相続人は平成二十六年六月七日死亡し、その相続人は平成二十六年七月二十四日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月四日

横浜市中区太田町三丁目三六番地　クリオ横浜関内壱番館三〇三号

相続財産管理人鈴木茂雄

限定承認公告

本籍岐阜県揖斐郡谷汲村大字長瀬一二二九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　寺内　照正

右被相続人は平成三年六月九日死亡し、その相続人は平成二十六年七月二十八日岐阜家庭裁判所大垣支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月四日

岐阜市端詰町五六番地ＪＡぎふビル別館三階廣瀬小島法律事務所

限定承認者近藤正文

右代理人弁護士　広瀬　英二

同　小島　浩一

同　平松　卓也

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年九月五日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十六年八月四日

東京都千代田区内幸町一丁目一番七号

ＵＢＩ株式会社

代表取締役　竹内　泰光

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第四十七条及び第百九条に基づき、優先資本金の額百四十八億七千五百万円を二億二千万円減少して百四十六億五千五百万円とし、発行済優先出資総口数二十九万七千五百口のうち四千四百口を一口に対して金五万円をもって有償消却して二十九万三千百口にすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年三月十八日

掲載頁　七十七頁（号外第五十五号）

平成二十六年八月四日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内

Ａｓｃｅｎｄａｓ　Ｈｏｓｐｉｔａｌｉｔｙ特定目的会社　取締役　目黒　正行

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第四十七条及び第百九条に基づき、優先資本金の額九十三億千万円を六千万円減少して九十二億五千万円とし、発行済優先出資総口数十八万六千二百口のうち千二百口を一口に対して金五万円をもって有償消却して十八万五千口にすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十六年八月四日

東京都港区西新橋一丁目二番九号ＥＰコンサルティングサービス内

Ａｓｃｅｎｄａｓ Ｊａｐａｎ Ｎａｍｂａ株定目的会社

取締役　目黒　正行

訂正公告

平成二十六年五月二十九日（号外第一一八号）掲載の第十四期決算公告（枠組）中、「札幌市中石区流通センター６丁目４番22号」とあるは「北海道旭川市流通団地２条４丁目６番地」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年八月四日

北海道旭川市流通団地二条四丁目六番地

株式会社北海道リョーショク

代表取締役　村田　光春

訂正公告

平成二十六年七月十四日（号外第一五七号）掲載の家畜商営業保証金取戻し公告中、一、住所、氏名　北海道稚内市大字声問村字恵北七五四番地「中野　幸太」とあるは「中野　幸夫」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年八月四日

北海道中川郡幕別町字相川四七〇番地の二

北海道家畜商業協同組合連合会

会長　松山　幸雄

正誤

ページ	段	行	誤	正
一八七	下	七	共同診療料	緊急入院診療加算
〃	上	一九	別表第六の二	別表第六の三
〃	下	一六	注2	注3
一九七	上	終りから一四	第一項第四号	第二項第二号
一九八	上	終りから七	十五の(2)中	十五の三の(2)中
二〇〇	下	七～五	「診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成二十六年厚生労働省告示第五十七号）による改正前の診療報酬の算定方法（以下「旧算定方法」という。）別表第一区分番号Ａ１００の注８に規定する特定患者をいう。」を削除する。	特定患者
〃	〃	一六	十一又は第九の十一の(5)	十一

同日（同号外）厚生労働省告示第五十九号（特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件）

（原稿誤り）

二〇六	下	終りから一四	施設基準	注1及び注2に規定する基準
二〇八	〃	〃一七	医療機関は	医療機関又は

二一三ページ上段終りから一七行目は次のとおりの誤り。

十五歳未満の者であって人工呼吸器を使用している状態のもの又は十五歳以上のものであって人工呼吸器を使用している状態が十五歳未満から継続しているもの（体重が二十キログラム未満である場合に限る。）

二一八	下	一三	（乳房切除後）、（乳房切除後）、経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈ステント留置術、	摘出術、腹腔鏡下胃縮小術（スリーブ状切除によるもの）、
〃	〃	一四	摘出術、	

同日（同号外）厚生労働省告示第六十二号（特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件）

（原稿誤り）

四〇〇	上	終りから八	1,040,00円	1,040,000円

同日（同号外）厚生労働省告示第六十三号（訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件）

（原稿誤り）

四一二	上	一〇		
〃	〃	終りから八	利用者	利用者（診療報酬の算定方法別表第一区分番号Ａ０１３に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定するものであつては真皮の利用者）

同日（同号外）厚生労働省告示第六十四号（訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件）

（原稿誤り）

四一六	下	終りから一四	訪問看護基本療養費(Ⅱ)	精神科訪問看護基本療養費
〃	〃	〃一三	注12	注13

◉号外　八月四日付第一七三号四八　ページ●同日付政府調達第一四四号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03(3587)4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五一〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）